

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案に対する修正案と政府案の比較

(傍線部は修正部分)

修正案	政府案
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画(以下「特殊法人等整理合理化計画」という。)に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「日本道路公団等」という。)の行っている事業に関し、経営の効率化、経営責任の明確化、採算性の確保及びサービスの向上を図ることを基本として、日本道路公団等の民営化を推進するため、道路関係四公団民営化推進委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織を定めることを目的とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 内閣府に、道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>
<p>(設置)</p> <p>第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第二条 委員会は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(第六条において「日本道路公団等」という。)に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べる。</p>
<p>(任務)</p> <p>第三条 委員会は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団等の民営化を推進することを任務とする。</p>	<p>2 委員会は、前項の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告するものとする。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 日本道路公団等に代わる民営化を前提とした新たな組織に関する</p>	<p>3 第一項の意見は、平成十四年十二月三十一日までに述べるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 委員会は、委員七人以内をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
	<p>2 委員は、非常勤とする。</p>

る調査、企画及び立案をし、並びにその結果に基づき講ぜられる

施策の実施状況を監視すること。

二 前号の新たな組織の採算性の確保のための高速自動車国道法(

昭和三十二年法律第七十九号)第五条に規定する整備計画に係る

高速自動車国道、首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三

十三号)第三十条第一項に規定する基本計画に係る首都高速道路

及び阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十

条第一項に規定する基本計画に係る阪神高速道路の建設の優先順

位その他これらの道路の建設に係る採算性の確保に関する事項を

決定すること。

2 委員会は、平成十四年十二月三十一日までに、前項第一号の調査、

企画及び立案をし、並びに同項第二号の規定による決定をするもの

とする。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議

院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員に欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆

議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内

閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有す

る者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ

の職務を代理する。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。
(身分保障)

第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 禁以上の刑に処せられたとき。

二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
(罷免)

第八条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。
(委員長及び委員の服務等)

第九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。
(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第七条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(資料の提出その他の協力等)

第六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び日本道路公団等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(事務局)

第七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用
については、第五

条第四項に規定する委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十一条 委員会は、第十三条第二項に定めるもの
のほか、この法律

を実施するため、道路関係四公団民営化推進委員
会規則を定めるこ

とができる。

(資料の提出その他の協力等)

第十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するため
必要があると認め

るときは、関係行政機関及び日本道路公団等に対し
て、資料の提出、
意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが
できる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要が
あると認めるとき

は、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は
委員にこれを
調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認める

ときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、
必要な協力を依

頼することができる。

(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会
に事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、道路関係四公団民営化推
進委員会規則で定

める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない
範囲内において
政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一
項中両議院の
同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行

し必要な事項は、
政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない
範囲内において
政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の
一部を次のように
改正する。

附則第二条第二項の表平成十三年七月二日の
項を削り、同条に次
の一項を加える。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、
第四条第三項

各号及び前二項に掲げる事務のほか、道路関係四
公団民営化推進

委員会設置法(平成十四年法律第 号)がその
効力を有する

間、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速
道路公団及び本

州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新
たな組織及びそ

の採算性の確保に関する事項に係る関係行政機
関の事務の連絡調

整に関する事務をつかさどる。

附則第四条第二項を次のように改める。

2 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がそ
の効力を有する

間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道
路関係四公団

民営化推進委員会は、本府に置く。

する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の六の二 道路関係四公団民営化推進委員会の委員長及び委員

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十三年七月二日の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項

各号及び前二項に掲げる事務のほか、道路関係四公団民営化推進

委員会設置法(平成十四年法律第 号)がその効力を有する

間、同法第四条第一項に規定する事務をつかさどる。

附則第四条第二項を削る。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(委員会の設置の特例)

第五条の二 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がその効力を

有する間、同法の定めるところにより内閣府の外局として道路関

係四公団民営化推進委員会を置く。

(この法律の失効)

4 この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。た

だし、その日より前に、第四条第一項第一号の調査、企画及び立案

(この法律の失効)

3 この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。た

だし、その日より前に、第二条第一項の意見をを受けて講ぜられる施

策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せ

て廃止するものとする。

の結果に基づき講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止するものとする。